

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告示	ページ
平成十五年度毒物劇物取扱者試験の実施(三六五・医務薬事課)	1
大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(三六六・三六八・商工業振興課)	2
開発行為に關する工事の完了(三六九・平鹿地域振興局建設部)	3
道路の供用開始(三七〇・道路環境課)	3
公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(情報企画課)	3
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(八)	5
地方労働委員会告示	
秋田県地方労働委員会のおっせん員候補者の指名、履歴等の公示(一)	5
秋田県企業局の職員が結成し又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲(二)	6

告 示

秋田県告示第三百六十五号
 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、次のとおり平成十四年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号。以下「規則」といふ。)第八条の規定に基づき、告示する。

平成十五年五月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 試験の日時及び場所
 - (一) 日時
平成十五年八月一日(金)午後一時三十分から午後四時まで
 - (二) 場所
秋田市山王三丁目一番一号
- 二 試験の種類
 - 一般毒物劇物取扱者試験
 - 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 三 試験科目
 - (一) 筆記試験
 - 毒物及び劇物に関する法規
 - 基礎化学
 - (2)(1) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵法その他取扱方法
 - (二) 実地試験
 - 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法
- 四 受験申込みに必要な書類
 - (一) 受験願書 二部
 - (2)(1) 添付書類
 - 戸籍抄本又は住民票の抄本 一通
 - 写真(受験願書提出前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦九センチメートル横六・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したものの)一枚
- 五 受験願書用紙の交付及び受験願書の受付
 - (一) 期間
日曜日及び土曜日を除き、平成十五年六月二日(月)から同月二十日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (二) 郵送による受付の場合は、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。場所
- 六 受験手数料

- (一) 額
一万五百円
- (二) 納付方法
受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

七 合格の発表

平成十五年八月中旬に県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

八 受験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課薬務班(電話〇一八 八六〇 一四〇七)

秋田県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

横手サテイ

横手市安田字向田百九十七外

二 横手市長の意見

冬期間における敷地内の排雪について、周辺地域の騒音問題の発生を防ぐため、夜間排雪は極力避けること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年五月六日から同年六月六日まで

秋田県告示第三百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新仁賀保店

由利郡仁賀保町平沢天ヶ町八十二番地外

二 仁賀保町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

仁賀保町役場 産業課

(二) 縦覧期間

平成十五年五月六日から同年六月六日まで

秋田県告示第三百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ刈和野店

仙北郡西仙北町刈和野字沼田十二 一外

二 西仙北町長の意見

(一) 周辺の交通への影響について

店舗の位置は県道及び町道二路線により三方が公道に囲まれており、駐車場の出入口もそれぞれに一方所ずつ計三方所となっていることから、駐車場への出入車両と通過車両との事故が懸念されるため、適切な誘導案内板を設置すること。

また、店舗の立地上、自動車と徒歩、自転車での来客が混入すると考えられるので、売り出し日等通常より来客が多く見込まれる場合は、各出入口に交通整備

員を配置し、交通の円滑化と事故防止を図ること。

(二) 騒音及び光線による環境への影響について

店舗の営業時間が深夜まで及びことから、夜間の騒音や店舗、駐車場、車両の光線等により周辺地域の生活環境に影響を与えることが予想されるため、これらに関する苦情、相談等があった場合は遮音壁の延長等誠意をもって対応し、必要に応じ適切な措置を講ずること。

(三) 廃棄物の処理について

廃棄物の減量化及び資源化を図るとともに、廃棄物の保管、運搬、処理について周辺地域の生活環境を保持するため次の措置を講ずること。

ア 生ゴミが発生した際には、必要に応じて適切な温度管理をし、防臭及び除臭に努めること。

イ 運搬頻度を充分確保するとともに、搬出作業に伴う騒音及び悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限にすること。また、深夜及び早朝の作業は行わないこと。

ウ 運搬業者等の決定にあたっては、適切な業者を選定するとともに、関係者及び関連事業者に廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

深夜営業(閉店時刻午後十二時)にあたっては、利便性ばかりを追求するがゆえに与えることとなる青少年への悪影響を考慮すべきである。

特に未成年者が容易にアルコール飲料を購入できないような環境づくりをし、未
来ある健全な青少年を育み、アルコール依存症患者の発生を阻止するよう配慮する
こと。

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

西仙北町役場 企画振興課

(二) 縦覧期間

平成十五年五月六日から同年六月六日まで

秋田県告示第三百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年
十二月十六日付け指令平建 八百十九 五で許可した開発行為に関する工事が完了し
たので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年五月六日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
平鹿郡十文字町十文字新田字本町三十番地
堀田良悦

二 開発区域に含まれる地域の名称

平鹿郡十文字町十文字新田字海道下二十三番一、二十四番一、二十四番三、二十
四番四、二十五番一、二十五番二、二十六番一、二十九番一、二十九番三、二十九番四

秋田県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとお
り道路の供用を開始する。
平成十五年五月六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	比内大葛鹿角線	北秋田郡比内町大葛字中ノ岱二九番一地先 から字二タ又三三番三地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年五月六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年五月六日から同月十九日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
和二十二年政令第百六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 借入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ 二千四百六十七台

(二) 借入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 借入期間
平成十五年九月一日から平成十九年八月三十一日
- (四) 借入物品の設置場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王三丁目一番一号
秋田県企画振興部情報企画課(電話〇一八 八六〇 四二七三)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年五月六日(火)から同年六月十三日(金)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年六月二十日(金)午後二時 秋田県庁第二庁舎五階情報化研修室
郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十五年六月二十日(金)午後一時五十五分 (一)に掲げる場所
- (四) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)以下「規則」という。(第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。)
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければ

- ならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十五年六月十六日(月)午後三時までに(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該借入物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書の写し、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で求められている事項の履行能力を証する書類
- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
- (3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要
その他
詳細は、入札説明書による。
- 五 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of items to be rented: 2,467 Personal computers
- 2 Time-limit of tender: 2:00 P.M. 20 June, 2003
- 3 Contact point for the notice: Information Planning Division, Department of Planning and Development, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-4273

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十五年五月六日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

- 一 日時 平成十五年五月七日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件

(一) 秋田県産業教育審議会委員の任免

氏名	生年月日	職 業	閱 歴	住 所
阿部 讓二	昭和二十二年十月二十八日	公益委員(会長) 弁護士	秋田弁護士会会長	秋田市泉南三丁目七番二十四号
古田 重明	昭和十四年十二月八日	公益委員(会長代理) 秋田経済法科大学法学部教授	秋田経済法科大学法学部長	秋田市広面字樋口十番地二十三
小西 尚志	昭和十二年四月七日	公益委員 秋田経済法科大学非常勤講師	秋田大学教育文化学部教授	秋田市手形山北町六番十五号
湊 貴美男	昭和三十二年十月十七日	公益委員 弁護士		秋田市外旭川八幡田二丁目十七番十二号
赤坂 薫	昭和四十四年七月十七日	公益委員 弁護士		秋田市山王中島町十二番三十号
菅谷 理市	昭和二十年八月十六日	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長	全通秋田地区本部執行委員長	横手市上境字館四十三番地
松江 四郎	昭和十八年十月九日	労働者委員 ジエイ・エイ・エム秋田執行委員長	TDK労働組合秋田地方本部執行委員長	本荘市裏尾崎町六十番地二十一
阿部 康夫	昭和二十五年五月六日	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長	全日通労働組合秋田支部書記長	秋田市桜三丁目四番八十号
加賀谷 清克	昭和二十三年九月十四日	労働者委員 秋田県東北電力関連産業労働組合総連合会会長	東北電労秋田県本部委員長	秋田市將軍野南二丁目三番二十四号
芳 浦 修	昭和二十三年十月七日	労働者委員 全林野労働組合秋田地方本部執行委員長	全林野労働組合秋田地方本部書記長	秋田市牛島西二丁目十一番十四号
高橋 庄四郎	昭和十二年十一月十日	使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事	(財)秋田経済研究所専務理事	秋田市寺内蛭根一丁目八番十号

(二) その他

地方労働委員会告示

秋田県地方労働委員会告示第一号

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり公示する。

平成十五年五月六日

秋田県地方労働委員会会長 阿部 讓二

伊藤 秀太郎	昭和六年二月十二日	使用者委員 秋田文化出版(株)代表取締役	秋田協同印刷(株)代表取締役社長	秋田市泉中央三丁目一番二十二号
齋藤 隆	昭和九年七月二日	使用者委員 日本精機(株)代表取締役	(株)羽後銀行営業推進部長	秋田市横森一丁目十八番十七号
伊藤 博	昭和二十三年一月十二日	使用者委員 秋田中央交通(株)常務取締役 締役管理部長	秋田中央交通(株)取締役管理部長	南秋田郡五城目町馬場目字町村百一番地の二
三浦 潔	昭和二十九年九月六日	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株) 取締役社長	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	秋田市保戸野鉄砲町七番七号
渡辺 栄紀	昭和十八年十二月九日	秋田県地方労働委員会事務局次長	秋田県山本地方部長	秋田市保戸野桜町十一番十五号
井川 恵男	昭和十九年八月二十一日	秋田県地方労働委員会事務局次長	秋田県議会事務局次長	秋田將軍野南四丁目六番二十九号
目黒 恒雄	昭和二十一年七月四日	秋田県地方労働委員会事務局審査課長	秋田県監査委員事務局監査第二課長	秋田市下新城中野字街道端西八十九番地二百二十三
山添 雄美	昭和二十二年七月十四日	秋田県地方労働委員会事務局調整課長	秋田県農業試験場次長	秋田市泉北三丁目十二番二号

秋田県地方労働委員会告示第二号

当委員会は、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第二項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成十五年四月二十二日認定したので、次のとおり告示する。

平成十四年秋田県地方労働委員会告示第二号は、廃止する。
平成十五年五月六日

秋田県地方労働委員会会長 阿部 讓 二

秋田県企業局の職員が結成し、又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	局長 次長 参事 課長 総務課上席主幹 総務課において人事、給与、服務、条例・規程又は予算の事務を担当する主幹、副主幹及び主査 各課の人事、給与及びサービスの事務を担当する

ページ	段	行	正	誤
			正	誤
<p>平成十五年三月三十一日(号外第二号)公布秋田県規則第二十一号(秋田県行政文書管理規則の一部を改正する規則) (原稿誤り)</p>				
二	上	四	同条第二項	同条第三項

工業用水道	所長 総務班長
発電事務所	所長 総務班長(総務班を置かない事務所にあつては、運転保守班長)
	<p>上席主幹(上席主幹を置かない課にあつては主幹、上席主幹及び主幹を置かない課にあつては副主幹)</p>

平成十五年三月三十一日(号外第二号)秋田県訓令第五号(秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令)

(原稿誤り)

二 下

終わり
から三

回添第2項

回添第3項

平成十五年四月一日(号外第一号)秋田県訓令第八号(秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令)

(原稿誤り)

二 下

終わり
から一

第十五条の四第二項

第十五条の四第三項

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄